

「みつばち相談センター」運営規定

(事業の目的)

第1条 合同会社が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援等の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に従事する者（以下「介護支援専門員」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるようするため、要介護者等の選択に基づき、介護保険法の規定するサービスが、多様な事業者から適切に提供されるよう配慮しなければならない。

2. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、その指定サービス等が特定の種類・事業所に偏ることの無いように公正中立に行わなければならない。

3. 事業の実施にあたって、事業所は関係市町村、関係市町村地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所や介護保険施設等との連携に努めるものとする。また、介護保険法第18条の2第1項に規定する介護保険法等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 みつばち相談センター
2. 所在地 千葉県松戸市中和倉 45

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員兼務
管理者は、事業所の運営管理及び業務管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員 1名以上（常勤換算）
介護支援専門員は、要介護支援者に対し適切な指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9時00分から午後17時00分までとする

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

1. 利用者の相談を受ける場所
事業所相談室等、利用者及びその介護者の指定する場所
2. 使用する課題分析票の種類
在宅ケアマネジメント支援システム（自社作成書式）
3. サービス担当者会議
会議は、利用者宅又はみつばち相談センター他で開催する。
4. 利用者宅訪問
居宅サービス計画作成に向けては随時、また居宅サービス計画作成後に
おいては継続的に利用者宅を訪問あるいは連絡を行う。
5. 利用料等
介護報酬の告示上の額とする。ただし、通常の事業の実施地域を超えて
行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
前述の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して
事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受ける
こととする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松戸市、柏市、流山市、市川市他とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 1. 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務
体制を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護

させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保護するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社ほとはと事業所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画 (BCP) の策定等)

第9条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するため次の措置を講ずるものとする。

1. 感染症の予防及びまん延防止のため及び、災害発生時の対応についての研修及び訓練の実施。
2. その他、感染症や非常災害の発生時の対応に必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

(高齢者虐待防止に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。また事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他、虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
4. 虐待防止に関する責任者は管理者とする。

(身体拘束に関する事項)

第11条 利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(ハラスメントに関する事項)

第12条 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じるものとする。

1. 職場におけるハラスメントの内容及び職場における方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な、体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めることとする。

附則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。